

FCP研究会・勉強会 参加規約

FCP研究会・勉強会（以下「研究会等」という。）に参加される際には、本規約をよくお読みになり、その内容に同意の上でお申し込み下さい。

【目的】

1. 本規約は、研究会等に参加する全ての主体が研究会等における活動を行うにあたり、遵守すべき事項を定めるものです。

【研究会の設置期間及び研究成果について】

2. (1) 研究会等の設置期間は原則として 毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとします。ただし、研究会等の参加者及びFCP事務局の協議により設置期間の延長を可能とします。
(2) 研究会等により得た著作権については研究会の主催者に帰属します。

【運営】

3. 研究会等の運営については、次のとおりとします。
 - (1) 研究会等の運営に関わる事務局は、以下の者が担うものとします。
農林水産省 FCP事務局
 - (2) 研究会等は原則非公開とします。ただし、FCP事務局等が必要と判断した場合には、研究会等の参加者の御了解のもとに、全て又は一部を公開とします。
 - (3) 研究会等の資料及び議事概要については、ホームページ等により原則公表します。ただし、議事概要等では発言者を匿名扱いとします。
 - (4) 研究会等での研究の過程で企業秘密に属する資料、情報を提供いただく際には、機密である旨を明確に示していただく必要があります。なお、機密とされた情報については開示者の事前の承諾なく公表しません。また、参加者が第三者へ漏洩することを厳に禁じるものとします。
 - (5) (3)、(4)にかかわらず、FCP事務局等が、個人の権利、利益を害する恐れがあると判断した場合、又は、企業秘密に触れる恐れがあると判断した場合には、研究会等の参加者の御了解のもとに、研究会等の資料等を非公表とします。

【参加要件】

4. 研究会等への参加は、以下の要件を満たす企業又は団体に認められます。
 - (1) FCP情報共有ネットワークに参加している企業又は団体であること。（ただし、FCP事務局等が特に必要と認める場合には、有識者等の個人の参加も可能です。）
 - (2) 研究会等の開催時に、人員を派遣できること。
 - (3) 可能な範囲で検討作業に関連する情報を提供できること。
 - (4) 社名・団体名がFCPホームページ等において、研究会等の参加者として公表されることを了承すること。（ただし、研究会等における発言者等を特定するものではありません。）

【参加の登録】

5. 研究会等への参加を希望する企業又は団体は、FCPホームページより参加申し込みを行うことにより、研究会等への参加を登録することができます。

【参加の取りやめ】

6. 研究会等への参加の取りやめを希望する企業又は団体は、農林水産省FCP事務局に連絡することにより、参加を取りやめることができます。

【参加の取消】

7. FCP事務局等は、研究会等の参加者が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことがあります。
 - (1) FCPの基本的な考え方や、研究会等の運営の基本的な考え方に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき。
 - (2) 虚偽の情報を提供するなど、ネットワーク参加者、研究会等の参加者又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められるとき。

- (3) 研究会等において非公開扱いとされた情報について、研究会等の参加者及びFCP事務局等の同意なく第三者に開示、提供、譲渡、販売をしたと認められるとき。
- (4) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められるとき。

【規約の改訂】

- 8. 本規約は、FCP事務局等により、必要に応じて事前の通知なく改訂する場合があることをあらかじめ御了承下さい。なお、最新の規約は、FCPホームページにおいて公表いたします。

【附則】

平成30年4月16日施行